

第4章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに設置される河川管理施設の機能の概要

河川整備計画の目標を達成するための方策として、次のとおり河川の整備を効果的かつ経済的に実施する。

また、工事の実施に際しては、河川の水利用の現状を調査し支障なく適正な水利用ができるよう、水辺環境に配慮し、人と川とがふれあうことのできるよう考慮する。

なお、計画対象期間において、整備を予定するのは表4-1の区間とする。

表4-1 整備を予定する区間

河川名	整備を予定する区間	延長
鏑川	①吉井工区：多胡橋下流約300mから多胡橋上流約880mまで	約1,080m
	②下河原工区：東部大橋下流約810mから下流約200mまで	約610m
丹生川	竹ノ下2号橋下流約350mから栄橋まで	約1,400m
雄川	鏑川合流から清水橋まで	約600m
蚊沼川	①本川区間：岩崎橋から堤橋まで	約2,000m
	②放水路区間：中沢川から塩の入川合流点下流まで	

また、当該河川工事の施行場所以外に浸水被害が発生した箇所については、現地状況に適した治水対策を行い、当面の安全性を確保する。